

相手国政府・相手国国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (年月日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
モンテネグロ	モンテネグロ政府に対する贈与に関する日本国政府とモンテネグロ政府との間の交換公文	経済社会開発局に係る計画等を実施するために必要な商	100,000千円 -----	2020.9.7 ベオグラード(セルビア) で(同日)	日本側 丸山純一在モンテネグロ大使(セルビア兼 轄) 日本側 タルザン モンテネグロ側 タルザン ・ミロシエビッチ在セル ビア・モンテネグロ大使	2020.9.23 395号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注3) 日付については、○年△月□日を○.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。